

## 科学技術部 財政部 国家税務総局

## ハイテク企業認定管理弁法およびガイドラインの改正

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

科学技術部、財政部、国家税務総局は2016年2月に、「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2016]32号、以下「本弁法」)を、2016年6月に『「ハイテク企業認定管理業務ガイドライン」の改正・発行』<sup>1</sup>(国科発火[2016]195号、以下「本ガイドライン」)をそれぞれ公布しました。要求に合致する企業はハイテク企業と認定され、「企業所得法」に基づき、企業所得税の優遇を享受できます。本弁法と本ガイドラインは2016年1月1日より実施されており、従来の2008年公布の文書は廃止となっています。

## 1. 政策の背景

2007年に公布された現行の「企業所得税法」および実施条例の関連規定によれば、国家が重点的に支援する分野におけるハイテク企業は税収優遇を享受でき、税率15%で企業所得税が徴収されます。政策の実施に際し、科学技術部、財政部、国家税務総局が2008年にハイテク企業認定弁法とガイドラインを公布しました。

経済の発展とハイテク産業の高度化が進むにつれ、2008年公布の認定弁法は時代のニーズに沿うものではなくなりました。ハイテク企業(特に中小企業)に利便化措置を与えることにより、更なる刷新を生み出し、経済発展を促進することを目的とし、2008年公布の認定弁法およびガイドラインに対し修正を行いました。具体的な内容は以下図表1をご参照下さい。

【図表1：ハイテク企業認定管理弁法政策推移】

2008年 認定弁法	【課題点】 ①現代サービス業に関わる内容の不足 ②中小企業に対する支援の不足 ③認定プロセス、事後監督管理の不足
2008年 ガイドライン	
	
2016年 本弁法	【改善点】 ①大衆による創業刷新を推進すべく、内容を微調整 ②中小企業にも配慮した認定要件に変更 ③行政手続を簡素化する一方、事後監督管理を強化
2016年 本ガイドライン	

<sup>1</sup> 政策原文は以下をご参考：

[http://www.most.gov.cn/fggw/zfwj/zfwj2016/201607/t20160701\\_126229.htm](http://www.most.gov.cn/fggw/zfwj/zfwj2016/201607/t20160701_126229.htm)

## 2. 政策の内容

## (1) 「ハイテク企業認定管理弁法」修正内容の概要

今回の認定弁法改正では、主に4つの方面で修正がされています。①ハイテク企業認定に関わる一部条件の改正、②申請手続の簡素化、③事後監督管理責任と処罰の強化、④「国家による重点支援ハイテク分野」の修正。詳細は以下の図表2をご参照下さい。

【図表2 ハイテク企業認定弁法 修正点の概要】

調整項目	2008年版 認定弁法 国科発火[2008]172号	本弁法 国科発火[2016]32号
ハイテク企業認定 の必要条件	大学・高等専門学校以上の学歴を有する科学技術者が企業の当年度の従業員総数の30%以上を占め、その内、研究開発者が当年度の従業員総数の10%以上を占めること	研究開発および関連の技術革新活動に従事する科学技術者が企業の当年度の従業員総数の10%を下回らないこと
	売上高総額に占める直近3会計年度の研究開発費用総額の割合が以下の要求に合致していること； 直近1年間の売上高が5,000万元以下(5,000万元を含む)の企業は、研究開発費用の割合が <b>6%</b> を下回らない	直近1年間の売上高が5,000万元以下(5,000万元を含む)の企業は、その割合が <b>5%</b> を下回らない
	直近3年間に自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式、あるいは5年以上の独占使用許諾を通じて、主要製品(サービス)のコア技術に対する知的財産権を保有している	「直近3年間」、「5年以上の独占使用許諾」の制限を <b>削除</b>
認定プロセス	認定企業の公示期間が、従来の <b>15営業日</b> から <b>10営業日</b> に短縮	
	<b>申請資料追加</b> 直近3会計年度の企業所得税の年度納税申告表	
事後監督管理	<b>管理規定追加</b> ハイテク企業が認定機関の管理区域を跨って移転する場合、そのハイテク企業資格の有効期間内において、元の資格が引き続き有効であることを明確化	
	<b>企業の自主申告義務追加</b> 既に認定を受けたハイテク企業は、毎年5月末までにハイテク技術企業認定管理業務のインターネットサイトに前年度の知的財産権、科学技術者、研究開発費用、経営収入等、年度の発展状況報告表を提出しなければならない	
付属資料 国家による重点 支援ハイテク分野	一、サービス業への支援を拡大 ✓ 「検査測定認証技術」「現代スポーツサービスを支える技術」「スマートシティサービスを支える技術」についての情報追加 ✓ 「研究開発および設計サービス」「情報技術サービス」「文化・創造産業を支援するサービス」「電子商取引および現代物流技術」などの技術分野情報の補充	

	二、関連分野の新技术を増加、古くなった技術の削除 ✓ 「付加価値製造技術」、「グラフェンの調合および応用技術」、「重大な自然災害のモニタリング、早期警戒および応急処置のキーとなる技術」、「新エネルギー自動車のテストおよびインフラストラクチャー技術」等の先進技術を新規追加 ✓ 古くなった産業技術と製品内容を削除 三、内容の規範性、技術の特徴についての記載の強化 ✓ 分野毎の技術的特徴を明確にし、複雑な表現を削除 ✓ 複数領域間の協調性を強化し、重複と漏れを避ける
--	---

上述の修正内容以外に、今回の認定弁法ではハイテク企業の企業名称変更についても明確化しています。審査条件に合致した企業は再び認定証明が発行され、従来のコードと有効期間を引き継いで使用することができます。さらに、税務総局より2015年に公布された『企業所得税優遇政策事項管理弁法』の公布に関する公告に基づいて、企業はハイテク企業と認定されると、税務機構の審査が不要となり、備案(届出)のみで税収優遇を享受できるようになります(預納時から享受、年度備案)。

一方で、本認定弁法は事中、事後監督管理の強化についても言及しており、ハイテク認定が取り消された企業は既に享受した税制優遇を、認定取り消しの事象が発生した時点から起算して全額追加納税しなければならないことも規定しています。

**(2)「ハイテク企業認定管理業務ガイドライン」修正の重要内容**

認定弁法の改正に合わせ、ガイドラインについても改正が行われました。主要内容は下記の通りです。

- ✓ 従来ガイドライン上に散見された必要提出資料を「認定資料」の項目を作成の上、企業が整理しやすいようリストアップ
- ✓ ハイテク企業認定の実務面において、不明確な点を明確化
- ✓ 審査基準上、定性・定量の両面での審査基準を設け、点数判断の基準を更に細分化
- ✓ 知的財産権の評価において、分類評価の方式を採用、分類の差、保護程度の差を考慮して知的財産権の認可を実現し、評価の公正性を確保(分類は下記図表3ご参照)

【図表3 知的財産権の分類】

<b>I 類評価</b>	発明特許(国防特許を含む)、植物新品種、国家級の農作物品種、国家新薬、国家一級漢方薬保護品種、集積電路分布設計専有権 等
<b>II 類評価</b>	実用新型特許、外観設計特許、ソフトウェア著作権 等(商標は含まず)

- ✓ 知的財産権の所有者が多数の場合、その内の一人の所有者のみ知的財産権を申請可能
- ✓ 知的財産権の有効性の証明について、証明文書に限らず企業が取得した授權書と費用交付の領収書の提示でも、認証が可能
- ✓ I 類知的財産権の申請時間が長期間となる問題の解決
- ✓ 研究開発組織管理レベルについての審査内容が追加、企業の長期的な人材育成制度を重視
- ✓ 研究費用補助帳を審査内容として明確化し、研究開発費用の管理を規範化
- ✓ 不明確であった一部定義の明確化
  - **主な製品(サービス)の定義** ハイテク製品(サービス)収入の50%以上を占めている製品(サービス)であり、知的財産権と関連がある

- ▶ 申告する際の「総収入」の定義 収入総額－非課税収入
- ▶ 従業員総数、技術従業員総数 全年度の月毎の平均数で計算する 等

(ご参考)【図表 4 ハイテク企業の申請プロセス】

ハイテク企業の申請プロセス	
Step1 セルフチェック	本認定弁法・ガイドラインに基づき、要件・該当分野等の確認
Step2 Web へのアクセス 申請の提出	「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」にアクセスし、認定機構(※1)に対し申請材料を添付の上、申請
Step3 専門家審査	認定機構よりランダムに専門家チームを組成、申請資料に対し審査を実施
Step4 審査認定、認定意見提出	専門家チームの審査意見を踏まえて、認定機構による総合審査を実施 認定意見を取りまとめの上、指導チーム弁公室(※2)に報告
Step5 公表、公告	指導チーム弁公室より「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」において、 10日間の情報公開 【異議申立無し】備案実施後、認定機構より「ハイテク企業証明」を発行 【異議申立有り】認定機構より再調査

(※1) 各省、自治区、直轄市、計画単列市科学技術行政管理部門および本級財政、税務部門よりハイテク企業認定管理機構を設立

(※2) 科学技術部、財政部、税務総局より全国ハイテク企業認定管理業務指導チームを設立し、その下に弁公室を設置する  
科学技術部、財政部、税務総局の関連人員で組成され、科学技術部に所属する

### 3. 企業への影響

本弁法およびガイドラインの公布により、認定条件緩和のほか、手続面においても簡素化が進んだことから、企業(特に中小企業)によるハイテク企業関連の手続はより簡易なものとなりました。今回の改正から、政府が技術刷新とハイテク分野の活用による経済の持続的な発展を重視していることが見て取れます。

従来のハイテク企業証明文書の期限到来時の再審規定が明記されていない等、本弁法およびガイドラインにおいても明確となっていない点もあることから、引続き情報収集の上、情報共有させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>科技部 财政部 国家税务总局</b> <b>关于修订印发《高新技术企业认定管理办法》 的通知</b> 国科发火〔2016〕32号</p> <p>各省、自治区、直辖市及计划单列市科技厅（委、局）、财政厅（局）、国家税务局、地方税务局：</p> <p>根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例有关规定，为加大对科技型企业特别是中小企业的政策扶持，有力推动大众创业、万众创新，培育创造新技术、新业态和提供新供给的生力军，促进经济升级发展，科技部、财政部、国家税务总局对《高新技术企业认定管理办法》进行了修订完善。经国务院批准，现将新修订的《高新技术企业认定管理办法》印发给你们，请遵照执行。</p> <p style="text-align: right;">科技部 财政部 国家税务总局 2016年1月29日</p> <p>高新技术企业认定管理办法 第一章 总 则</p> <p>第一条 为扶持和鼓励高新技术企业发展，根据《中华人民共和国企业所得税法》（以下称《企业所得税法》）、《中华人民共和国企业所得税法实施条例》（以下称《实施条例》）有关规定，特制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称的高新技术企业是指：在《国家重点支持的高新技术领域》内，持续进行研究开发与技术成果转化，形成企业核心自主知识产权，并以此为基础开展经营活动，在中国境内（不包括港、澳、台地区）注册的居民企业。</p> <p>第三条 高新技术企业认定管理工作应遵循突出企业主体、鼓励技术创新、实施动态管理、坚持公平公正的原则。</p> <p>第四条 依据本办法认定的高新技术企业，可依照《企业所得税法》及其《实施条例》、《中华人民共和国税收征收管理法》（以下称《税收征管法》）及《中华人民共和国税</p>	<p style="text-align: center;"><b>科学技術部 財政部 国家税務総局</b> <b>「ハイテク企業認定管理弁法」の改正・公布に関する通知</b> 国科発火[2016]32号</p> <p>各省、自治区、直辖市および計画単列市科学技術庁（委、局）、財政庁（局）、国家税務局、地方税務局</p> <p>「中華人民共和国企業所得税法」および実施条例の関連規定に基づき、科学技術型企業、特に中小企業に政策による恩恵を与え、大衆創業、万衆創新を推進し、新技術や新業態、新たな供給を提供できる戦力を生み出し、経済のグレードアップを促進するため、科学技術部、財政部、国家税務総局は「ハイテク企業認定管理弁法」を修正し、改善する。國務院の批准を経て、修正後の「ハイテク企業認定管理弁法」をここに公布する。遵守の上、執行すること。</p> <p style="text-align: right;">科学技術部 財政部 国家税務総局 2016年1月29日</p> <p>ハイテク企業認定管理弁法 第一章 総 則</p> <p>第一条 ハイテク企業の発展を支援、奨励するため、「中華人民共和国企業所得税法」（以下「企業所得税法」）、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」（以下「实施条例」）の関連規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいうところのハイテク企業とは「国家重点支援ハイテク分野」に属し、研究開発と技術成果の実用化を継続して実行し、企業のコアとなる知的財産権を形成し、あわせてそれを基礎とした経営活動を展開し、中国域内（香港、マカオ、台湾地域を含まない）において登録する居住者企業とする。</p> <p>第三条 ハイテク企業認定管理業務は企業優先、技術革新の奨励、動態管理の実施、公平公正の堅持という原則に従わなければならない。</p> <p>第四条 本弁法により認定されたハイテク企業は「企業所得税法」および「实施条例」、「中華人民共和国税収徴収管理法」（以下「徴収管理法」）、「中華人民共和国税収徴収管理法実施細則」（以下「実施細則」）等の関連規定に基づき、</p>

<p>收征收管理法实施细则》(以下称《实施细则》)等有关规定,申报享受税收优惠政策。</p> <p>第五条 科技部、财政部、税务总局负责全国高新技术企业认定工作的指导、管理和监督。</p> <p>第二章 组织与实施</p> <p>第六条 科技部、财政部、税务总局组成全国高新技术企业认定管理工作领导小组(以下称“领导小组”),其主要职责为:</p> <p>(一)确定全国高新技术企业认定管理工作方向,审议高新技术企业认定管理工作报告;</p> <p>(二)协调、解决认定管理及相关政策落实中的重大问题;</p> <p>(三)裁决高新技术企业认定管理事项中的重大争议,监督、检查各地区认定管理工作,对发现的问题指导整改。</p> <p>第七条 领导小组下设办公室,由科技部、财政部、税务总局相关人员组成,办公室设在科技部,其主要职责为:</p> <p>(一)提交高新技术企业认定管理工作报告,研究提出政策完善建议;</p> <p>(二)指导各地区高新技术企业认定管理工作,组织开展对高新技术企业认定管理工作的监督检查,对发现的问题提出整改处理建议;</p> <p>(三)负责各地区高新技术企业认定工作的备案管理,公布认定的高新技术企业名单,核发高新技术企业证书编号;</p> <p>(四)建设并管理“高新技术企业认定管理工作网”;</p> <p>(五)完成领导小组交办的其他工作。</p> <p>第八条 各省、自治区、直辖市、计划单列市科技行政管理部门同本级财政、税务部门组成本地区高新技术企业认定管理机构(以下称“认定机构”)。认定机构下设办公室,由省级、计划单列市科技、财政、税务部门相关人员组成,办公室设在省级、计划单列市科技行政主管部门。认定机构主要职责为:</p> <p>(一)负责本行政区域内的高新技术企</p>	<p>税收优惠政策的享受进行申报。</p> <p>第五条 科学技术部、财政部、税务总局在全国范围内负责高新技术企业认定工作的指导、管理以及监督。</p> <p>第二章 組織および実施</p> <p>第六条 科学技术部、财政部、税务总局在全国范围内负责高新技术企业认定管理业务指导团队(以下「指导团队」)的组织。其主要职责是以下列各条所述;</p> <p>(一)全国范围内高新技术企业认定管理业务的方向性进行确定,并负责高新技术企业认定管理业务报告进行审议;</p> <p>(二)认定管理以及相关业务实施中的重大问题进行调整、解决;</p> <p>(三)高新技术企业认定管理事项中的重大争议进行裁决,并负责各地域内认定管理业务进行监督、检查,并负责发现的问题进行指导、改善。</p> <p>第七条 指导团队下设置办公室,由科学技术部、财政部、税务总局的相关人员组成,办公室设置在科学技术部。其主要职责是以下列各条所述;</p> <p>(一)高新技术企业认定管理业务报告进行提出,并负责政策改善进行研究、提出;</p> <p>(二)各地域内高新技术企业认定管理业务进行指导,并负责高新技术企业认定管理业务的监督检查进行组织性开展,并负责发现的问题进行改善处理策进行提出;</p> <p>(三)各地域内高新技术企业认定业务的备案(届出)管理进行负责,并负责认定后的高新技术企业名单进行公布,并负责高新技术企业证书代码进行发行;</p> <p>(四)「高新技术企业认定管理业务ホームページ」进行创设、管理;</p> <p>(五)指导团队以外其他业务实施。</p> <p>第八条 各省、自治区、直辖市、计划单列市科学技术行政管理部门以及本级财政、税务部门、本地域内高新技术企业认定管理机构(以下「认定机构」)进行组成。认定机构下设置办公室,由省级、计划单列市科学技术、财政、税务部门的相关人员组成,办公室设置在省级、计划单列市科学技术行政管理部门。认定机构的主要职责是以下列各条所述;</p> <p>(一)本行政区域内的高新技术企业认定业务进行负责、</p>
---	--

<p>业认定工作，每年向领导小组办公室提交本地区高新技术企业认定管理工作报告；</p> <p>（二）负责将认定后的高新技术企业按要求报领导小组办公室备案，对通过备案的企业颁发高新技术企业证书；</p> <p>（三）负责遴选参与认定工作的评审专家（包括技术专家和财务专家），并加强监督管理；</p> <p>（四）负责对已认定企业进行监督检查，受理、核实并处理复核申请及有关举报等事项，落实领导小组及其办公室提出的整改建议；</p> <p>（五）完成领导小组办公室交办的其他工作。</p> <p>第九条 通过认定的高新技术企业，其资格自颁发证书之日起有效期为三年。</p> <p>第十条 企业获得高新技术企业资格后，自高新技术企业证书颁发之日所在年度起享受税收优惠，可依照本办法第四条的规定到主管税务机关办理税收优惠手续。</p> <p>第三章 认定条件与程序</p> <p>第十一条 认定为高新技术企业须同时满足以下条件：</p> <p>（一）企业申请认定时须注册成立一年以上；</p> <p>（二）企业通过自主研发、受让、受赠、并购等方式，获得对其主要产品（服务）在技术上发挥核心支持作用的知识产权的所有权；</p> <p>（三）对企业主要产品（服务）发挥核心支持作用的技术属于《国家重点支持的高新技术领域》规定的范围；</p> <p>（四）企业从事研发和相关技术创新活动的科技人员占企业当年职工总数的比例不低于10%；</p> <p>（五）企业近三个会计年度（实际经营期不满三年的按实际经营时间计算，下同）的研究开发费用总额占同期销售收入总额的比例符合如下要求：</p>	<p>毎年指導チーム弁公室に本地域におけるハイテク企業認定管理業務報告を提出する</p> <p>（二）認定後のハイテク企業を要求に基づいて指導チームに報告、備案し、備案を通過した企業に対してハイテク企業証書を発行することに責任を負う</p> <p>（三）認定業務に参加する評価・審議専門家(技術専門家と財務専門家を含む)を選択し、監督管理を強化する</p> <p>（四）既に認定されたハイテク企業に対する監督検査の実施に責任を負う。再審査申請および関連する通報等の事項について受理、事実確認、処理を行い、指導チームおよび弁公室の提出した改善策を実施する</p> <p>（五）指導チーム弁公室より依頼を受けたその他業務の実施</p> <p>第九条 認定を経たハイテク企業の資格有効期間は証明証書発行日から3年間とする。</p> <p>第十条 企業はハイテク企業資格取得後、証明証書発行日の年度より、税収優遇を享受することができる。本弁法の第4条の規定に従って、主管税務機関で税収優遇手続を行うことができる。</p> <p>第三章 認定条件およびプロセス</p> <p>第十一条 ハイテク企業と認定されるためには、以下の条件を同時に満たさなければならない；</p> <p>（一）認定申請時、登録設立後1年以上経過していること</p> <p>（二）自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品(サービス)に対して、技術面で中核的役割を果たす知的財産権の所有権を獲得している</p> <p>（三）企業の主要製品(サービス)に対して、中核的役割を果たす技術が「国家重点支援ハイテク分野」に規定された範囲に属すること</p> <p>（四）企業の研究開発と関連技術革新活動に従事する科学技術者の当年度の従業員総数に占める割合が10%を下回らないこと</p> <p>（五）企業の直近3会計年度(実際の経営期間が3年未満の場合、実際の経営期間に基づいて計算する)の研究開発費用総額の売上高総額に占める割合が以下の要求に合致していること；</p>
--	--

<p>1. 最近一年销售收入小于 5,000 万元（含）的企业，比例不低于 5%；</p> <p>2. 最近一年销售收入在 5,000 万元至 2 亿元（含）的企业，比例不低于 4%；</p> <p>3. 最近一年销售收入在 2 亿元以上的企业，比例不低于 3%。</p> <p>其中，企业在中国境内发生的研究开发费用总额占全部研究开发费用总额的比例不低于 60%；</p> <p>（六）近一年高新技术产品（服务）收入占企业同期总收入的比例不低于 60%；</p> <p>（七）企业创新能力评价应达到相应要求；</p> <p>（八）企业申请认定前一年内未发生重大安全、重大质量事故或严重环境违法行为。</p> <p>第十二条 高新技术企业认定程序如下：</p> <p>（一）企业申请</p> <p>企业对照本办法进行自我评价。认为符合认定条件的在“高新技术企业认定管理工作网”注册登记，向认定机构提出认定申请。申请时提交下列材料：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高新技术企业认定申请书；</li> <li>2. 证明企业依法成立的相关注册登记证件；</li> <li>3. 知识产权相关材料、科研项目立项证明、科技成果转化、研究开发的组织管理等相关材料；</li> <li>4. 企业高新技术产品（服务）的关键技术和技术指标、生产批文、认证认可和相关资质证书、产品质量检验报告等相关材料；</li> <li>5. 企业职工和科技人员情况说明材料；</li> <li>6. 经具有资质的中介机构出具的企业近三个会计年度研究开发费用和近一个会计年度高新技术产品（服务）收入专项审计或鉴证报告，并附研究开发活动说明材料；</li> <li>7. 经具有资质的中介机构鉴证的企业近三个会计年度的财务会计报告（包括会计报表、会计报表附注和财务情况说明书）；</li> <li>8. 近三个会计年度企业所得税年度纳税申报表。</li> </ol> <p>（二）专家评审</p> <p>认定机构应在符合评审要求的专家中，随机抽取组成专家组。专家组对企业申报材料</p>	<p>1. 直近 1 年間の売上高が 5,000 万元以下（5,000 万元を含む）の企業は、その割合が 5%を下回らない</p> <p>2. 直近 1 年間の売上高が 5,000 万元から 2 億元（2 億元を含む）の企業は、その割合が 4%を下回らない</p> <p>3. 直近 1 年間の売上高が 2 億元以上の企業は、その割合が 3%を下回らない</p> <p>そのうち、企業の中国域内において発生した研究開発費用総額がすべての研究開発費用総額に占める割合が 60%を下回ってはならない</p> <p>（六）直近 1 年間のハイテク製品（サービス）収入が総収入に占める割合が 60%を下回らない</p> <p>（七）企業革新能力評価が相応の要求に達していなければならない。</p> <p>（八）企業による認定申請前 1 年以内に重大な安全、品質事故あるいは環境違法行為が発生していないこと</p> <p>第十二条 ハイテク企業認定プロセスは以下の通り；</p> <p>（一）企業の申請</p> <p>企業は本弁法を参照し、セルフチェックを実施する。認定条件に合致する場合、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に登録登記し、認定機構へ認定申請を提出する。申請する際の提出資料は以下の通り；</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ハイテク企業認定申請書</li> <li>2. 企業が法に則って設立されたことを証明できる登録登記証明書類</li> <li>3. 知的財産権の関連資料、科学研究プロジェクト立ち上げ証明、科学技術成果の実用化および研究開発の組織管理などの関連資料</li> <li>4. 企業ハイテク製品（サービス）の基幹技術と技術指標、生産批准文書、認証認可と関連の資質証明書、製品品質検査報告等の関連資料</li> <li>5. 企業の従業員と科学技術者の状況説明資料</li> <li>6. 資質を有する仲介機構が出した、企業の直近 3 会計年度の研究開発費用と直近会計年度のハイテク製品（サービス）収入特定項目会計監査あるいは保証報告、および研究開発活動説明資料の添付</li> <li>7. 資質を有する仲介機構が監査した企業の直近 3 会計年度の財務会計報告（会計報告表、会計報告表注釈、財務状況説明書を含む）</li> <li>8. 直近 3 会計年度の企業所得税の年度納税申告表</li> </ol> <p>（二）専門家による評価・審議</p> <p>認定機構は評価要求に合致する専門家の中から、無作為な人選により専門家チームを組成する。専門家チームが企</p>
--	---

料进行评审，提出评审意见。

### (三) 审查认定

认定机构结合专家组评审意见，对申请企业进行综合审查，提出认定意见并报领导小组办公室。认定企业由领导小组办公室在“高新技术企业认定管理工作网”公示10个工作日，无异议的，予以备案，并在“高新技术企业认定管理工作网”公告，由认定机构向企业颁发统一印制的“高新技术企业证书”；有异议的，由认定机构进行核实处理。

第十三条 企业获得高新技术企业资格后，应每年5月底前在“高新技术企业认定管理工作网”填报上一年度知识产权、科技人员、研发费用、经营收入等年度发展情况报表。

第十四条 对于涉密企业，按照国家有关保密工作规定，在确保涉密信息安全的前提下，按认定工作程序组织认定。

## 第四章 监督管理

第十五条 科技部、财政部、税务总局建立随机抽查和重点检查机制，加强对各地高新技术企业认定管理工作的监督检查。对存在问题的认定机构提出整改意见并限期改正，问题严重的给予通报批评，逾期不改的暂停其认定管理工作。

第十六条 对已认定的高新技术企业，有关部门在日常管理过程中发现其不符合认定条件的，应提请认定机构复核。复核后确认不符合认定条件的，由认定机构取消其高新技术企业资格，并通知税务机关追缴其不符合认定条件年度起已享受的税收优惠。

第十七条 高新技术企业发生更名或与认定条件有关的重大变化（如分立、合并、重组以及经营业务发生变化等）应在三个月内向认定机构报告。经认定机构审核符合认定条件的，其高新技术企业资格不变，对于

業の申請資料に対して評価・審議を行い、評価・審議意見を提出する。

### (三) 審査認定

認定機構は専門家チームの意見を踏まえ、申請企業に対して総合審査を行い、認定意見を提出し、あわせて指導チーム弁公室まで報告する。認定企業は指導チーム弁公室によって「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」において、10営業日間公示され、異議がなければ備案を行い、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」において公告する。認定機構によって企業に「ハイテク企業証書」が発行される。異議があった場合、認定機構が確認、処理する。

第十三条 企業はハイテク企業資格を取得した後、毎年5月末までに「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に前年度の知的財産権、科学技術者、研究開発費用、経営収入等、年度発展状況報告表を報告する。

第十四条 機密に関連する企業に対しては、国家の関連する秘密保持業務規定に基づき、機密情報の安全の確保を前提とし、認定業務プロセスに沿って認定する。

## 第四章 監督管理

第十五条 科学技術部、財政部、税務総局はランダム抽出検査と重点検査体制を構築し、各地のハイテク企業認定管理業務に対する監督検査を強化する。問題がある認定機構に対し、改善意見を出し、併せて期間内には是正させる。重大な問題であれば、批評を通報する。期間内には是正しなかった場合、その認定管理業務を中止する。

第十六条 既にハイテク企業として認定されている企業に対して、関連部門が日常管理において認定条件に合致していないことを発見した場合、認定機構へ再審査申請を行わなければならない。再審査後、認定条件に合致しないことが確認された場合、認定機構は当該ハイテク企業の資格を取り消し、あわせて既に享受した税制優遇を認定条件に合致しない事象が発生した年度から起算して税務機関に追納付するよう通知する。

第十七条 ハイテク企業に名称変更や認定条件と関連する重大な変化が生じた場合（分割、合併、再編および経営業務に変化がある等）、3ヶ月以内に認定機構に報告しなければならない。認定機構の審査の結果、認定条件に合致する場合、そのハイテク企業の資格は不変とする。名称変更の

企业更名的，重新核发认定证书，编号与有效期不变；不符合认定条件的，自更名或条件变化年度起取消其高新技术企业资格。

第十八条 跨认定机构管理区域整体迁移的高新技术企业，在其高新技术企业资格有效期内完成迁移的，其资格继续有效；跨认定机构管理区域部分搬迁的，由迁入地认定机构按照本办法重新认定。

第十九条 已认定的高新技术企业有下列行为之一的，由认定机构取消其高新技术企业资格：

(一) 在申请认定过程中存在严重弄虚作假行为的；

(二) 发生重大安全、重大质量事故或有严重环境违法行为的；

(三) 未按期报告与认定条件有关重大变化情况，或累计两年未填报年度发展情况报表的。

对被取消高新技术企业资格的企业，由认定机构通知税务机关按《税收征管法》及有关规定，追缴其自发生上述行为之日所属年度起已享受的高新技术企业税收优惠。

第二十条 参与高新技术企业认定工作的各类机构和人员对所承担的有关工作负有诚信、合规、保密义务。违反高新技术企业认定工作相关要求和纪律的，给予相应处理。

#### 第五章 附 则

第二十一条 科技部、财政部、税务总局根据本办法另行制定《高新技术企业认定管理工作指引》。

第二十二条 本办法由科技部、财政部、税务总局负责解释。

第二十三条 本办法自2016年1月1日起实施。原《高新技术企业认定管理办法》（国科发火[2008]172号）同时废止。

附件：国家重点支持的高新技术领域

場合は、認定証書を再発行し、従来のコードと有効期間は不変とする。認定条件に合致しなければ、名称変更または条件変更の年度からハイテク企業資格を取り消す。

第十八条 ハイテク企業が認定機構の管理区域を跨いで移転する場合、そのハイテク企業資格の有効期間内に移転が完了する場合は、元の資格を引続き有効とする。管理区域を跨って一部を移転する場合、移転後所属する認定機構は本弁法に基づいて、再認定を行う。

第十九条 既にハイテク企業と認定されている企業が以下のうちのいずれかに当てはまる場合、認定機構はそのハイテク企業資格を取り消す；

(一) 認定申請の過程で重大な虚偽の行為が存在した場合

(二) 重大な安全、品質の事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生した場合

(三) 期限までに認定条件に関連する重大な変化の状況を報告しない、あるいは累計2年間、年度発展状況報告表を提出しなかった場合

ハイテク企業資格が取り消された企業に対し、認定機構は税務機関に通知の上、「徴税管理法」およびその関連規定に基づいて、上述の行為発生日の属する年度から享受した税収優遇を全額追徴する

第二十条 ハイテク企業認定業務に参加する各機構と人員は担当する関連業務に誠実で、法に則って秘密を厳守する責任を負う。ハイテク企業認定業務の関連要求と規律に反した場合、相応の処理を行う。

#### 第五章 附則

第二十一条 科学技術部、財政部、税務総局は本弁法に基づき、「ハイテク企業認定管理業務ガイドライン」を別途制定する。

第二十二条 本弁法は、科学技術部、財政部、税務総局が解釈の責任を負う。

第二十三条 本弁法は2016年1月1日から実施する。従来の「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2008]172号)は同時に廃止する。

付属資料:国家が重点支援するハイテク分野

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室